

お客様各位

株式会社リガク
品質保証部

PCB 特別措置法改正のお知らせ

PCB 特別措置法の改正により、微量 PCB について廃棄期限と罰則が追加され、2016 年 7 月 29 日に公布され、同年 8 月 1 日に施行されております。
微量 PCB (廃棄 0.5mg/1kg 超 5,000mg/1kg 以下) の法令改正によって、次の 3 点が追加されました。

●微量 PCB の廃棄期限

2027 年 3 月 31 日まで

罰則：3 年以下の懲役もしくは、1,000 万円以下の罰金または併科

罰則の条件：処分期限（2027 年 3 月 31 日）から起算して 1 年を経過した日

罰則の適用開始日時時点で廃棄が未完了の場合でも、以下の手続きが完了していれば罰則の対象外となります。

- ・産廃業者に委託が確実にしていること
- ・PCB 廃棄物の保管の届出が都道府県知事にされていること

●PCB 廃棄物の譲渡又は譲り受けの禁止

●PCB 廃棄物の保管（保管状況や移設）の届出義務

PCB 特別措置法の公示内容につきましては、以下 URL をご参照下さい。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413AC000000065

PCB 特別措置法

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413M60001000023

PCB 特別措置法施行規則